

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日

姫カックラブ指導者 各位

姫路市教育委員会

健康教育課長

「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」について

日頃より、姫路市の部活動の地域展開「姫カツ」の取組にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

こども家庭庁において、こどもに関わる事業者等が、児童対象性暴力等の防止をはじめ、こどもの安全・安心を確保するために講ずべき措置を横断的に整理した「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針）」が示されています。

姫カツにおいても、この横断指針の趣旨を踏まえ、こどもたちが安心して活動できる環境をつくるため、指導者の皆様に共通して遵守いただきたい事項を、下記のとおりお知らせします。

なお、下記の事項については、こどもたちの生命・身体の安全を確保するための緊急時のやむを得ない対応等を除きます。

記

1 スマートフォン・SNS 等の使用について

- ・私用のスマートフォン等、写真・動画撮影が可能な電子機器については、指導上必要のない目的で、こどもたちがいる場所で使用しない。
- ・こどもたちと私的な連絡先（SNS アカウントを含む）を交換し、私的なやり取りを行わない。
- ・指導上、こどもたちとの連絡が必要な場合は、個人の SNS や私的な連絡先を使用せず、姫カツの活動において定められた連絡手段を使用する。
- ・やむを得ず個別の連絡が必要となる場合であっても、可能な限り複数人が把握できる方法で行う。
- ・スマートフォン等に、シャッター音がしないカメラアプリ等をインストールしない。
- ・個人の SNS 等に、活動中に撮影したこどもたちの写真・動画を掲載しない。

2 こどもたちとのコミュニケーションについて

- ・活動場所その他、姫カツの活動とは関係のない場所で、私的にこどもたちと会う約束をし

ない。

- ・原則として、密室や人目につかない場所で、こどもたちと1対1の状態にならない。

3 身体接触について

- ・指導上、身体への接触が必要でない場合は、こどもたちの身体に接触しない。
- ・競技指導、安全確保、救護等のため身体への接触が必要な場合であっても、その目的及び必要性を明確にし、必要最小限とするとともに、可能な限り周囲から見える状況で行う。
- ・胸、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる、おんぶする、マッサージする等、業務上不必要な身体接触を行わない。
- ・周囲に人がいる場合であっても、こどもたちの身体の一部が見えない状態で抱き上げるなど、不適切な身体接触を行わない。

4 車両による移動・送迎について

- ・必要性なく、こどもたちと指導者が1対1になる状況で車に乗せない。
- ・指導者がこどもたちの送迎を行う場合は、あらかじめ又は事後に、誰を、いつ、どこへ送迎したかについて、責任者等が把握できるようにする。

5 その他

- ・キャンプ、遠征、合宿等、宿泊を伴う活動を行う場合は、原則として複数の指導者で引率する。
- ・こどもたちから求められた場合であっても、活動場所その他、姫カツの活動とは関係のない場所で私的に会う、私的な SNS や連絡先を交換する、性的・肉体的な関係を持つなどの行為を行わない。

6 指導者の皆様へのお願い

今後、姫カツ事務局において、こどもたちの安全・安心を確保するための取組を継続的に充実していきます。

取組の趣旨をご理解いただき、こどもたち一人ひとりの人格と尊厳を尊重した指導を行っていただきますよう、よろしくお願いします。

以上

【参考】

こども家庭庁

「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（令和8年8月改訂）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>

【問い合わせ先】

健康教育課 姫カツ推進担当

〒670-8501

姫路市安田四丁目 1 番地

電話 079-221-2798

Mail himekatsu@city.himeji.lg.jp